

死亡届をされた方へ

死亡された方が下記に該当されていた時は、お手続きが必要です。順次、担当係におつなぎいたします。
まずは**住民環境課住民係**の窓口にお声がけください。**坂城町役場代表 0268-82-3111**

【役場内での手続き】

✓		お持ちいただくもの	お問い合わせ
	印鑑登録をしていた	・印鑑登録証(黄色のカード)	住民環境課 住民係 (内線 122、123) 直通 75-6204
	通知カード・マイナンバーカード 住民基本台帳カードを持っていた	・通知カード ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	
	年金に関する手続き	裏面参照	
	国民健康保険の被保険者だった (75歳未満)	・国民健康保険証(70歳以上は高齢証) ・国保葬祭費の申請(喪主の預金通帳と認印)	福祉健康課 保険係 (内線 133) 直通 75-6205
	後期高齢者医療保険の 被保険者だった(旧老人保健) (75歳以上・65歳以上の障がい者)	・後期高齢者医療保険証 ・後期葬祭費の申請(喪主の預金通帳と認印)	
	介護保険被保険者だった (原則として65歳以上の方全員)	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証(要支援・要介護認定を受けていた方)	
	障がい者だった	・身体障害者手帳 ・印鑑 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳(精神手帳)	福祉健康課 福祉係 (内線 136) 直通 75-6205
	福祉医療費受給者だった	・福祉医療費受給者証 ・相続人の預金通帳	
	町税等の振替口座の名義人だった	・新たに口座を登録する場合 登録口座の通帳と届出印	総務課 税務係 (内線 141、142、143) 直通 75-6206
	固定資産税の 相続人代表者指定(変更)届出書	・相続人代表者の印鑑 ※相続登記が済むまでの間、税金関係の支払いを管理していただくために、法定相続人の中から代表者を決めるもの。代表の方お一人に対して関係書類を送付いたします。	
	原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車等の廃車または名義変更	・ナンバープレート ・新旧所有者の印鑑	
	農業者年金を受けていた	・農業者年金証書 ・戸籍・住民票等の手数料	農業委員会(商工農林課内) (内線 156) 直通 75-6207
	農地を所有していた	・印鑑 ・相続した土地がわかるもの (登記完了証の写し、登記簿謄本の写し等)	
	山林を所有していた	・印鑑 ・相続した土地がわかるもの (登記完了証の写し、登記簿謄本の写し等)	商工農林課 農林整備係 (内線 155) 直通 75-6207
	下水道事業の受益者だった 下水道を使用していた	・印鑑 ・振替口座を変更する場合 変更後の預金通帳と届出印	建設課 下水道係 (内線 170、179) 直通 75-6208
	防災行政無線戸別受信機を設置していた	・不要になった戸別受信機	企画政策課 まち創生推進室 (内線 223) 直通 75-6211

裏面もご覧ください。

【年金に関する手続き】

死亡時の年金による給付には、死亡一時金、未支給年金、遺族年金等があります。

亡くなられた方やご家族の状況により、お手続き先や必要書類が異なりますので、下記にお問い合わせいただきお手続きをお願いいたします。

	受けていた (加入していた)年金	お手続き場所	電話番号等	お持ち いただくもの
	国民年金のみ	住民環境課 住民係	0268-82-3111 (内線 122、123) 直通 75-6204	・年金証書 ・年金手帳 ・印鑑 等
	国民年金と厚生年金	・日本年金機構長野南年金事務所 ・町年金相談(毎月第3水曜日 予約制) ・街角の年金相談センター上田(オフィス) 〈上田駅前ビル パレオ6階〉	・日本年金機構長野南年金事務所 026-227-1284 ・町年金相談 直通 75-6204	
	厚生年金のみ	※街角の年金相談センター上田(オフィス) の受付時間 月曜日～金曜日(休日除く。) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	・街角の年金相談センター 上田(オフィス) 0268-25-4425 ※電話でのご相談はできません。	
	共済年金	それぞれの共済組合		

【恩給・援護年金に関する手続き】

	種類	問い合わせ先	電話番号
	恩 給	総務省 人事・恩給局	03-5273-1400
	援護年金	厚生労働省 社会・援護局援護課	代表 03-5253-111 内線 3443 又は 3444

【土地や建物を所有されていた場合】

	種類	問い合わせ先	電話番号
	相続に伴う所有権移転登記等の申請	長野地方法務局 上田支局	0268-23-2001
	法定相続情報		